

【保存版】ご逝去後の諸手続き・相続完全ガイド

～もしもの時に迷わないためのタイムラインとチェックリスト～

1. 【当日～直後】最優先で行うこと

悲しみの中でも、法律的・衛生的な観点から即座の対応が求められます。

● 近親者への連絡

- 危篤状態から連絡を開始し、3親等以内や親しい友人に伝えます。
- **ポイント：**緊急時は深夜・早朝でもマナー違反にはなりません。

● 死亡診断書の受取り

- これがないと遺体の搬送ができません。
- 病院での逝去なら「死亡診断書」、事故や突然死なら警察による「死体検案書」が必要です。

● 葬儀社の選定と遺体搬送

- 搬送と葬儀を別会社にするとう費用が割高になる傾向があるため、同じ会社への依頼が推奨されます。
- 搬送先（自宅または専用安置施設）を決定します。

● 退院・施設の手続き

- 入院費の精算を行います。領収書は「高額療養費」の申請に必要となるため、必ず保管してください。

2. 【2日目～7日以内】葬儀と役所の手続き

- **葬儀の打ち合わせ**

- 日程、場所、形式（家族葬・一日葬など）、参列人数、料理、返礼品を決定します。

- **死亡届の提出と火葬許可**

- **期限：**亡くなってから7日以内。
- **提出先：**逝去地、故人の本籍地、または届出人の住民票がある自治体。
- **注意：**原本は戻ってこないため、**必ず事前にコピー**を複数枚とっておきましょう。

- **関係者への詳細連絡**

- 葬儀の日時を伝えます。家族葬などで香典を辞退する場合は、その旨を明確に伝えます。
- 会社や学校への忌引き連絡も行います。

3. 【10日～14日以内】公的手続きの開始

- **世帯主変更届**

- 故人が世帯主だった場合、14日以内に行います。

- **年金の受給停止手続き**

- マイナンバー登録済みなら不要な場合もありますが、未払い分の請求ができる可能性もあります。

- **健康保険・介護保険の返還**

- 資格喪失届を提出し、保険証を返却します。

4. 【3ヶ月～10ヶ月以内】相続と税金の重要事項

ここからは法律上の期限が重要になります。

| 期限 | 項目 | 内容 |
|--------|---------|---------------------------|
| 3ヶ月以内 | 相続の意思決定 | 「単純承認」「相続放棄」「限定承認」を判断します。 |
| 4ヶ月以内 | 準確定申告 | 故人に代わり、その年の確定申告を行います。 |
| 10ヶ月以内 | 相続税の申告 | 財産が基礎控除額を超える場合に必要です。 |

| 期限 | 項目 | 内容 |
|------|----------|---------------------------|
| 1年以内 | 遺留分侵害額請求 | 遺言書による配分が不当に少ない場合に請求可能です。 |

相続財産調査のコツ： プラスの財産（現金・不動産・株）だけでなく、借金や未払金などのマイナス財産も入念に調査してください。

5. 【随時】生活基盤の整理・給付金の請求

・ 葬祭費・埋葬料の申請

- 国民健康保険加入者なら 3～7 万円程度が支給されます。**2 年以内の申請**が必要です。

・ 民間インフラの整理

- **公共料金：** 誰も住まないなら解約、家族が住むなら名義変更。
- **クレジットカード：** 速やかに解約。家族カードも同時に使えなくなるため注意が必要です。
- **運転免許証：** 返還は義務ではありませんが、警察署で手続き可能です。

資料作成・相談窓口

大阪市民セレモニー（運営：あやねサポート）

- 24 時間 365 日対応
- 電話番号：**06-6773-9343**